

大磯町監査公表第 10 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、子育て支援課から監査の結果に対して次のとおり措置を講じた旨の回答があったので、その内容を公表する。

令和元年 10 月 23 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

## 監査の結果により講じた措置について

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象部課等

町民福祉部子育て支援課

### 3. 監査の範囲及び事務

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施日

令和元年 7 月 3 日

### 5. 監査結果の公表日

令和元年 8 月 19 日

### 6. 指導内容

「朝の子どもの居場所づくり事業」の傷害保険料を委託事業者に徴収させることは、地方自治法第 243 条に抵触しており、早急に改善を図られたい。

### 7. 処理（検討）結果

指摘のありました「朝の子どもの居場所づくり事業」における傷害保険料の徴収は、定期監査実施日以降、委託事業者が利用申込者から受理した利用申込書類を町で確認し、町が利用申込者に負担金納入のための納付書を送付して徴収するように改善いたしました。